

遠賀町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (各年度末現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
16年度	19,547人	7,333,596千円	130,021千円	1,105,624千円	15.1%
15年度	19,684人	6,890,072千円	113,325千円	1,169,452千円	17.0%
14年度	19,676人	6,225,774千円	95,027千円	1,073,159千円	17.2%

(注) ①人件費には、特別職に支給される給料、報酬を含みます。

②普通会計とは、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、遠賀霊園事業特別会計、学校給食事業特別会計、地域下水道事業特別会計、土地取得特別会計の合計を言います。

(2) 職員給与費（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	128	477,168千円	75,720千円	196,738千円	749,626千円	5,856千円

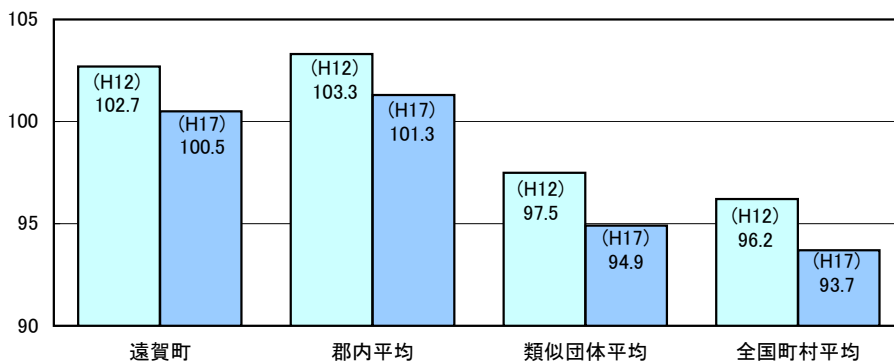
(注) ①職員手当には退職手当・児童手当を含みません。

②給与費は当初予算の額です。

(3) 特記事項

区分	削減措置	内容
特別職	給料月額の変額	町長・助役・収入役・教育長の給料月額を平成17年7月1日から2.5%減額

(4) ラスパイレス指数（各年4月1日現在）



(注) ①ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

②類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額（17年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
遠賀町	39.6 歳	327,426 円	390,254 円
			359,603 円
国	40.3 歳	329,728 円	382,092 円
類似団体	43.0 歳	339,172 円	389,849 円
			373,780 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
遠賀町	42.1 歳	322,940 円	355,064 円
			347,507 円
国	48.1 歳	285,008 円	316,350 円
類似団体	47.6 歳	285,359 円	311,926 円
			301,169 円
福岡県	48.9 歳	354,315 円	405,566 円
			383,408 円

(注) ①「平均給料月額」とは、17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

②「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

③総務省通知に係る様式中、「民間事業者平均」については、比較のための適当なデータがないため、当該欄に代えて「福岡県」の平均を記載しています。

(2) 職員の初任給（17年4月1日現在）

区 分		遠 賀 町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	177,400 円	195,500 円	I種 179,800 円 II種 170,700 円	I種 198,600 円 II種 184,400 円
	高校卒	148,500 円	166,500 円	138,800 円	148,500 円
技能労務職	高校卒	151,500 円	171,400 円	—	—
	中学卒	—	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（17年4月1日現在）

区 分	学 歴	経験年数7～9年	経験年数10～14年	経験年数15～19年
一般行政職	大学卒	278,900 円	313,600 円	372,400 円
	高校卒	該当者なし	270,600 円	308,600 円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
	短大卒	該当者なし	該当者なし	276,700 円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合には採用後の年数をいい、採用前に職歴等のある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

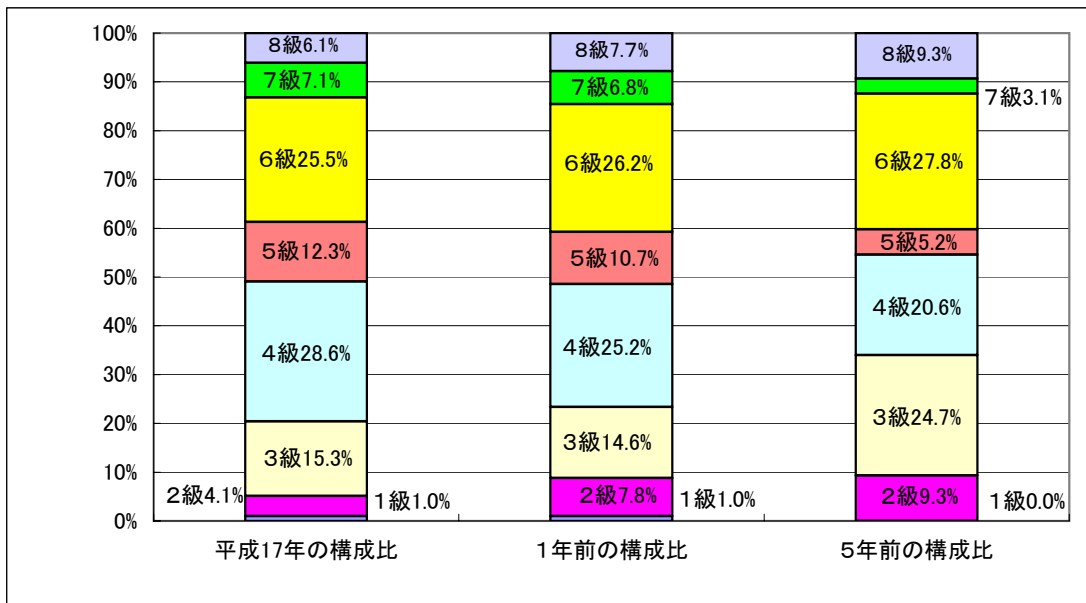
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数（17年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前の構成比	5年前の構成比
8級	課長	6人	6.1%	7.7%	9.3%
7級	課長・課長補佐	7人	7.1%	6.8%	3.1%
6級	係長・企画主査	25人	25.5%	26.2%	27.8%
5級	係長・主査	12人	12.3%	10.7%	5.2%
4級	主任	28人	28.6%	25.2%	20.6%
3級	主事・技師	15人	15.3%	14.6%	24.7%
2級	主事・技師	4人	4.1%	7.8%	9.3%
1級	主事補・技師補	1人	1.0%	1.0%	0.0%
合計		98人	100.0%	100.0%	100.0%

(注) ①遠賀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。また、一般行政職とは行政職のうち税務職と保健師職を除いたものです。

②標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給期間短縮

区分	全職種	
16年度	職員数 A	123人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	18人
	比率 B/A	14.6%
15年度	職員数 A	122人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	18人
	比率 B/A	14.8%

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

遠 賀 町		国	
1人当たり平均支給額(16年度)		非公表	
1,427 千円			
(16年度支給割合)		(16年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.4 月分	3.0 月分	1.4 月分
(1.6) 月分	(0.7) 月分	(1.6) 月分	(0.7) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算5%~15%		・役職加算5%~20%	
		・管理職加算10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (17年4月1日現在)

遠 賀 町		国	
(支給率)	自己都合 勸奨・定年	(支給率)	自己都合 勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分 27.30 月分	勤続20年	21.00 月分 27.30 月分
勤続25年	33.75 月分 42.12 月分	勤続25年	33.75 月分 42.12 月分
勤続35年	47.50 月分 59.28 月分	勤続35年	47.50 月分 59.28 月分
最高限度額	59.28 月分 59.28 月分	最高限度額	59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置	無	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)
1人当たり平均支給額	24,094 千円 120,472 千円	1人当たり平均支給額	非公表

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 調整手当 (17年4月1日現在)

支給実績 (16年度決算)		14,438 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		105,384 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
遠賀町	3 %	137 人	0 %

(4) 特殊勤務手当 (17年4月1日現在)

支給実績 (16年度決算)	562 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	187,333 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)	2.2 %	
手当の種類 (手当数)	3	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業従事職員の勤務手当	伝染病防疫作業に従事する職員が、患者、患者、患者、疑似患者若しくは疑似患者の搬送又は患者、患者その他の消毒事務に従事したとき	1人につき1,500円
行路病死処理勤務手当	行路病人・行路死亡人の処理に従事したとき	行路病人 日額1,500円 行路死亡人 日額2,000円
税務手当	町税の徴収に従事する徴収係職員	給料月額100分の5

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (16年度決算)	22,715 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	166 千円
支給実績 (15年度決算)	21,791 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	164 千円

(6) その他の手当 (17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
扶養手当	年間収入130万円未満の親族を扶養している職員に支給 ○配偶者 13,500円 ○配偶者以外の扶養親族 2人まで6,000円、3人目から5,000円(16歳～22歳の子1人につき5,000円加算)	同	—	14,541 千円	242,350 円
住居手当	○住居を借り受け、月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対してはその家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ○住居を所有する世帯主である職員に対しては4,900円を支給	異	○借家は同じ ○国の持家は、新築・購入後5年間2,500円	8,309 千円	118,700 円
通勤手当	○交通機関を利用している職員 運賃相当額を月額55,000円を限度に支給 ○自家用車等を使用する場合 使用距離に応じ月額1,000円～20,500円を支給	異	○交通機関利用は同じ ○自家用車等を使用する場合(片道2km以上・使用距離に応じて2,000円～25,400円支給)	7,949 千円	61,146 円
管理職手当	○課長 給料月額の10% ○課長補佐 給料月額5%	異	一種 給料月額の25% 二種 給料月額の20% 三種 給料月額の16% 四種 給料月額の12% 五種 給料月額の10% 本府省課長補佐 給料月額8%	7,386 千円	461,625 円
管理職特別勤務手当	○管理職が臨時又は、緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合 1回の勤務につき8,000円	異	一種 12,000円 二種 10,000円 三種 8,000円 四種 6,000円 五種 4,000円	112 千円	7,000 円

5 特別職の報酬等の状況（17年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長 助 役 収 入 役	条例上の額	現報酬額(減額後)	(参考)類似団体における最高/最低額
		795,000 円	775,000 円	850,000 円 / 580,800 円
		643,000 円	627,000 円	700,000 円 / 496,800 円
		605,000 円	590,000 円	650,000 円 / 464,800 円
報 酬	議 長	346,000 円	減額なし	425,000 円 / 280,000 円
	副 議 長	291,000 円		322,000 円 / 222,000 円
	議 員	272,000 円		302,000 円 / 200,000 円
期 末 手 当	町 長 助 役 収 入 役	(16年度支給割合) 6月期 1.4月分 12月期 1.6月分 計3.0月分 特別職加算20%		
	議 長 副 議 長 議 員	(16年度支給割合) 6月期 1.4月分 12月期 1.6月分 計3.0月分 特別職加算20%		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(支給時期)
	助 役	給料月額×在職年数×510/100		任期ごとに支給
	収 入 役	給料月額×在職年数×270/100		任期ごとに支給

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

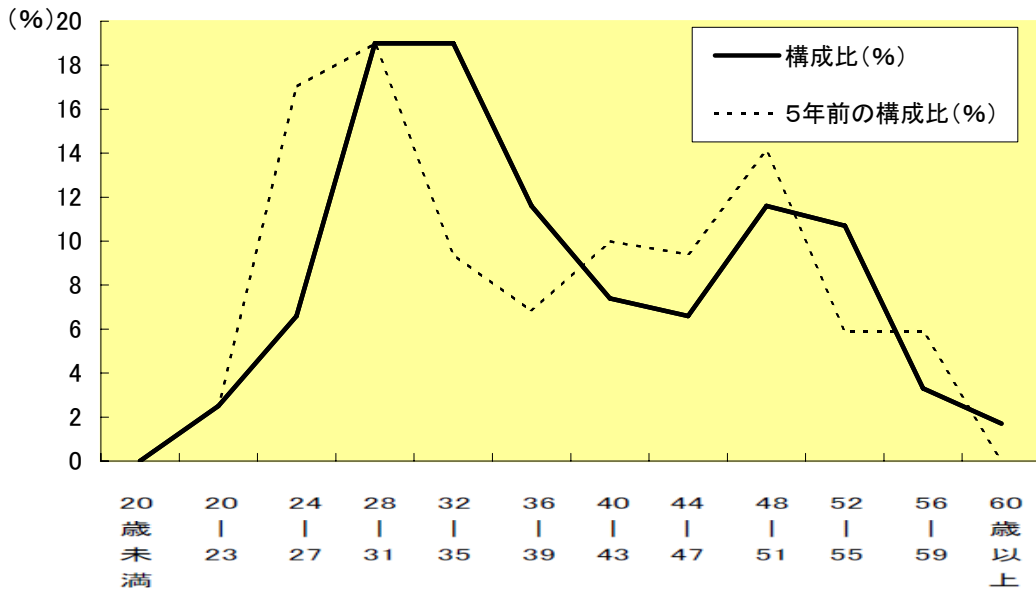
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成16年	平成17年		
一 般 行 政 部 門	議 会	3	3		
	総務企画	31	30	△1	・自立推進計画系の廃止 ・固定資産全棟調査実施に伴う業務増 ・社会福祉協議会への職員派遣廃止 欠員不補充
	税 務	10	11	1	
	民 生	15	13	△2	
	衛 生	6	6		
	農林水産	8	8		
	土 木	16	15	△1	・退職不補充
小 計	89	86	△3	[参考：類似団体の職員数 86]	
特 別 行 政 部 門	教 育	22	22		
	小 計	22	22		
公 営 企 業 計 画 部 門	国民健康保険	2	2		
	老人保健	1	1		
	介護保険	3	3		
	下水道	7	7		
小 計	13	13			
合 計		124 [133]	121 [133]	△ 3 [0]	

(注)①職員数は一般職に属する職員数であり、教育長・休職者・派遣職員・再任用職員(常勤)を含み、臨時・非常勤職員を除いています。

②[]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成（17年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	8人	23人	23人	14人	9人	8人	14人	13人	4人	2人	121人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	15人の純減

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

新たに平成17年度から5カ年を計画期間とし、現行条例定数133人(嘱託職員含む)を15人削減し、平成22年4月1日現在で118人とすることを定員適正化の目標としています。

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況

(各年4月1日現在)

区分	16年 計画前年	17年 1年目	18年 2年目	19年 3年目	20年 4年目	21年 5年目	17年～21年 計
減員	/	6	2	3	2	3	16
増員	/	1	3	1	1	0	6
差引	/	△5	1	△2	△1	△3	△10
職員数	131	126	127	125	124	121	121

(注) 計画期間は、17年～21年の5年間です。